

## 志摩市指定ごみ袋広告掲載要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、志摩市広告掲載要綱第3条、第4条及び第5条に基づき、志摩市(以下「市」という。)が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

**第2条** 市の指定ごみ袋としての性格上一般社会常識にのっとり、市民の生活サイドに立って広告の掲載の可否を決定し、「志摩市広告掲載要綱」「志摩市広告掲載基準」及び広告に関する関係諸法規に基づいて行うものとする。

(広告を掲載する位置及びサイズ)

**第3条** 位置及びサイズは、別表に定めるとおりとする。

(広告掲載期間)

**第4条** 広告の掲載期間は、募集年度において作成した指定ごみ袋の在庫がなくなるまでの期間とする。

(広告の掲載料)

**第5条** 広告掲載料は、別表に定めるとおりとする。

(広告掲載の募集)

**第6条** 広告の募集は、原則として公募するものとし、広報しま、ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込方法)

**第7条** 広告主は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて、志摩市役所市民生活部ごみ対策課に掲載申込をするものとする。

(広告掲載の決定)

**第8条** 市長は申し込みがあったときは、広告内容を審査し、適当と認めるものについて速やかに掲載許可の可否を決定し、当該申込者に広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の場合において、広告の掲載が適当であると認める申し込みが掲載募集枠数を超過するときは、市内申込者を優先的に採用するものとし、その結果超過するときは、抽選により掲載する広告を決定するものとする。

( 広告掲載料の納入 )

**第 9 条** 広告主は、指定する期日までに広告掲載料を一括納入するものとする。

( 広告のデータ )

**第 10 条** 広告主は、広告掲載する原稿データ ( 以下「広告掲載データ」という。 ) を市が指定する方法より作成し、決定通知書に記載の日までに納品するものとする。

2 広告掲載データに関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

3 広告掲載データの作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

( 広告の内容等の変更 )

**第 11 条** 市長は、広告の内容、デザイン ( 以下「広告の内容等」という。 ) が各種法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、または要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更をもとめることができる。

( 広告掲載の取り消し )

**第 12 条** 市長は、次の各号に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

( 1 ) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

( 2 ) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。

( 3 ) 広告主が募集枠に満たないため、広告を掲載することが困難になったとき。

( 4 ) その他、市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

( 広告掲載の取り下げ )

**第 13 条** 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。ただし広告データの納品後は、広告主は当該広告の掲載の取り下げできないものとする。

( 広告掲載料の返還 )

**第 14 条** 前 2 条の規定により取り消しまたは取り下げをしても、広告掲載料は返還しない。

2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、その全部、または一部を広告主に返還するものとする。

( 掲載の制限等 )

**第 15 条** 市長は、指定ごみ袋の作成、販売等に支障があると判断したときは、掲載を取り消すことができるものとする。ただし、このことによって生じた広告主の損害については、市の一切の責任を負わないものとする。

( 広告主の責任 )

**第 1 6 条** 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主の事情・瑕疵により、当該広告の掲載された指定ごみ袋の販売が困難になった場合は、その指定ごみ袋の販売を中止することがある。また、その場合の原状回復に必要な費用は、広告主が負担するものとする。

( その他 )

**第 1 7 条** この要領に定めるもののほか、広告の掲載に必要な事項は、市長が別に定める。

この要領は、平成 2 9 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	掲載位置	広告スペース (縦×横)
もやせるごみ袋 大(45リットル)	指定ごみ袋の表面	12cm×18cm
もやせるごみ袋 中(20リットル)	指定ごみ袋の表面	8cm×12cm

別表（第5条関係）

種類	広告掲載1枠あたりの掲載料
もやせるごみ袋 大(45リットル)	200,000円
もやせるごみ袋 中(20リットル)	150,000円

様式第1号(第7条関係)

志摩市指定ごみ袋広告掲載申込書

平成 年 月 日

(宛先) 志摩市長

申込者住所(所在地) 〒

氏名(会社の場合は、  
名称及び代表者名)

印

電 話  
ファックス  
Eメール  
担当者氏名

志摩市指定ごみ袋広告掲載要領第6条第1項の規定に基づき、広告の原稿(案)を添えて下記のとおり申込みます。

申し込みに際し、志摩市税の滞納がないことを申告するとともに、志摩市が市税納付状況調査を行うことに同意します。また、広告掲載にあたっては志摩市広告掲載要綱及び関連規定を順守します。

1 掲載希望ごみ袋(大or中のサイズをチェック)

もやせるごみ袋                      大                      中

2 添付書類

広告の内容(広告原稿または広告内容が分かるものを添付)

会社案内、パンフレットなど事業者の事業の内容がわかるもの

様式第 2 号 ( 第 8 条関係 )

志摩市指定ごみ袋広告掲載決定通知書

ご 対 第 号

平成 年 月 日

様

志摩市長 竹内 千尋 印

年 月 日付けで申し込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、志摩市指定ごみ袋広告掲載要領第 8 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

決定区分	掲載する
	掲載しない (理由)
広告掲載の種類	
広告掲載料	円
納付期限及び広告掲載データ納品期限	年 月 日
その他	